

中央防災会議「防災基本計画専門調査会」

第1回原子力災害プロジェクトチーム

議 事 録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議「防災基本計画専門調査会」
第1回原子力災害プロジェクトチーム議事次第

日 時：平成13年10月30日（火）14:00～15:50

場 所：内閣府（防災担当）特別会議室

1. 開 会

2. 統括官挨拶

3. 議 事

- (1) 防災基本計画の修正について
- (2) 原子力艦の原子力災害について
- (3) 緊急被ばく医療について
- (4) 意見交換

4. 閉 会

○野田参事官 それでは、ただいまから中央防災会議「防災基本計画専門調査会」第1回原子力災害プロジェクトチームを開催いたします。担当参事官の野田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、早速委員の皆様のお紹介をさせていただきます。

最初に、本日の座長を務めていただきます、能澤委員でございます。

草間委員でございます。

前川委員でございます。

矢川委員でございます。

なお、本日、石川委員は御欠席でございますが、先日、私の方から、本日の議事内容について御説明にあがっております。

能澤委員には、本日のプロジェクトチームの座長をお願いしておりますとともに、防災基本計画専門調査会の専門委員にも御就任をいただいておりますので、検討結果を専門調査会に御報告いただきます。

次に、内閣府防災担当の出席者を紹介させていただきます。

高橋政策統括官でございます。

北里大臣官房審議官でございます。

中北総括参事官でございます。

続きまして、関係省庁から御出席の方を紹介させていただきます。

原子力安全委員会事務局の野口管理環境課長でございます。

消防庁の北出特殊災害室長でございます。

文部科学省の名雪防災環境対策室長でございます。

気象庁の横田防災企画調整官でございます。

以上がメインテーブルでございますが、そのほかにも関係省庁より御出席をいただいております。

また、本日は横須賀市から鈴木消防局長が出席されております。

それでは、審議に先立ちまして、高橋政策統括官よりごあいさつ申し上げます。

○高橋政策統括官 高橋でございます。中央防災会議の防災基本計画専門調査会、原子力災害のプロジェクトチームの初会合に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

委員の先生方には大変お忙しいところを、このプロジェクトチームの委員をお引き受けいただきまして、大変ありがとうございました。また、能澤先生には座長をお引き受けいただきまして、いろいろ御指導いただけることを、お礼申し上げます。

原子力災害につきましては、今年度中に防災基本計画の見直しといたしますか、修正をする運びになってございます。

一昨年茨城県の東海村で発生いたしましたJCOのウラン加工施設の事故時、私も当時旧建設省の防災のある部門におりまして、有馬科学技術庁長官が、深夜から早朝に至るまで御臨席の会議に、私も断続的にずっと出ておりました。その当時、初期の段階ではどれだけの重大事態かといいますのは、私も原子力の素人でございますので、よくわからない面がありましたけれども、長官自身がずっと夜を徹して出席しておられて、そういう中で

どうも臨界状態がまだ止まってないというのが、だんだん出席者にもわかってまいりまして、これは大変なことだという緊迫した一夜を過ごした経験がございます。

こういったことを踏まえまして、政府といたしましても、初期動作におけます、国・自治体の連携強化、あるいは国の緊急時対応対策の強化ということで、原子力災害対策特別措置法を制定いたしましたし、また防災基本計画の原子力災害対策編につきましても、修正をしてきたところでございます。

しかしながら、残された課題としまして、1つには原子力艦の原子力災害がございまして、日本でも横須賀、佐世保及び沖縄に、これまでに1,000回程度の原子力艦の寄港がございます。

更にもう一つの課題としましては、緊急被ばく医療のあり方がございますが、こういった課題につきまして、全国の渉外知事会や、原子力安全委員会からも、防災基本計画でちゃんと対応するようという要請もいただいております。

こういった経過を踏まえまして、本年の6月に開催されました中央防災会議におきまして、原子力災害についても防災基本計画の修正につきまして、防災基本計画の専門調査会を設置して検討するようという決定がなされまして、そういう指示を受けました。

それを踏まえまして、去る10月11日に防災基本計画専門調査会が開催されまして、能澤座長にもその専門調査会でお世話になっておるわけでございます。

その調査会では、やはり原子力災害対策も相当専門的な分野でございますので、専門調査会の下にプロジェクトチームを設置して検討を行うということが決まりました。そういう運びで今回のプロジェクトチームをお願いすることとなったわけでございます。

防災基本計画は、いろいろな官庁や指定公共機関が策定します防災業務計画、また地方公共団体が定めます地域防災計画、これらの基本となる計画でございます。この防災基本計画を実効的かつわかりやすく、役立つものにするため、専門のお立場からいろいろ御指導いただいた上で、計画の修正に取り組んでまいりたいと思っておりますので、大変お忙しいとは思いますが、よろしく御指導をいただきますようお願い申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。よろしく願います。

○野田参事官 それでは、議事に入る前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

1枚目には、座席表を配っております。

次のページに、議事次第をお配りしてございます。

資料といたしまして「防災基本計画の修正について」という資料を配付させていただきます。

さらに「原子力艦の原子力災害について」という資料。

最後に「緊急被ばく医療について」という資料をお配りしてございます。

参考といたしまして、防災基本計画の本体を配付してございます。資料等不足がございましたら、お申し付けくださいますようお願いいたします。

それでは、以降の進行を座長の能澤先生にお願いしたいと思います。よろしく願います。

○能澤座長 それでは、本日の会議の進行役を務めさせていただきます。能澤でございま

す。よろしくお願いいたします。

今回、当プロジェクトチームにおいて検討いたします、原子力艦の原子力災害と緊急被ばく医療は、議論が非常に多岐にわたりますし専門的でもあり、原子力災害対策特別措置法制定以来、問題として考えられていた事項でございますし、引き続き検討が必要とされている事項でございます。

今回、両分野の検討を行いまして、防災基本計画の改定がなされますと、我が国の原子力災害対策の進展に大いに資することができるというふうに考えられます。議事の円滑な進行が得られますよう、努力してまいりますので、皆様の御協力をお願いしたいと思います。

また、本プロジェクトチームの議事の公開についてでございますが、専門調査会運営要領に準じまして、会議終了後、本日配付された資料と議事要旨を公表させていただくということになっております。また、詳細な議事録につきましては、後日委員の皆様へ御発言の内容を確認した上、発言者を記名して公表することにしたいと思います。よろしく御了承いただきたいと思っております。

それでは、議事次第に従って進めてまいります。お手元でございます資料のうち、まず「防災基本計画の修正について」ということで、事務局より説明をお願いします。

○野田参事官 それでは、お手元の「防災基本計画の修正について」という資料をご覧ください。1ページめくっていただきますと、「中央防災会議について」ということで、中央防災会議の体系を示してございます。災害対策基本法に基づいて、防災に関する重要事項を審議する国の最上位の会議ということございまして、内閣総理大臣、防災担当大臣から諮問を受けて、答申また意見具申をしていくというものでございます。

会長は、内閣総理大臣、委員として防災担当大臣を始めとする全閣僚並びに指定公共機関の長4名、学識経験者を4名という形で構成をされておるものでございます。

次の2ページにまいります。この中央防災会議を6月28日に開催いたしまして、その場で3つの専門調査会を設置することを決定いたしました。東南海、南海地震等に関する専門調査会、また今後の地震対策のあり方に関する専門調査会とともに「防災基本計画専門調査会」を設置することとなりまして、10月11日に発足したところでございます。

また「東海地震に関する専門調査会」については、既に3月に発足しておりまして、現在4つの専門調査会が設置されております。

3ページにまいりまして、防災基本計画専門調査会の役割を示してございます。2つ柱がございまして、1つ目が「防災基本計画の修正」ということでございます。今回の修正の中身は、風水害対策と、このプロジェクトチームで検討いたします原子力災害対策ということでございます。統括官からも申し上げましたとおり、この専門分野については、それぞれにプロジェクトチームを設置して検討をするということになってございます。

もうひとつの柱は「防災基本問題の検討」ということで、防災に関する基本的な事項につきまして、平成14年を目途に審議を行うという内容になってございます。

4ページ目でございますが、防災基本計画専門調査会で審議をする内容を示してございます。特にこの中の原子力災害対策について、御審議をいただくわけでございますが、先ほど来御説明がありましたように、原子力艦の原子力災害、それから緊急被ばく医療とい

う2つの柱で検討を進めるということでございます。

5ページ目でございますが、「防災基本計画専門調査会」の委員名簿をお示ししてございます。能澤先生にも委員になっていただいております。

6ページ目でございますが、この「防災基本計画専門調査会」で、10月11日の第1回会合において、プロジェクトチームの設置が決定されたわけでございます。風水害と原子力災害対策、2つのプロジェクトチームができておりまして、今後のスケジュールにございますように、原子力災害対策につきましては、本日10月30日に第1回の会合を開き、その後11月下旬から12月上旬にかけて第2回の会合を開きたいというふうに考えておるところでございます。

その後、平成14年の2月下旬から3月上旬を目指して、防災基本計画専門調査会で報告をいたしまして、年度内に中央防災会議で防災基本計画の修正を決定したいというスケジュールを現在考えておるところでございます。

その下には、プロジェクトチームそれぞれの委員の先生方を記載してございます。

7ページでございますが、参考といたしまして、「防災計画の体系」についてお示しをしてございます。災害対策基本法に基づいて、これらの計画をつくるわけでございますが、これから修正を行います防災基本計画というものは、最上位の計画に位置づけられておりまして、中央防災会議で決定をされて、この防災基本計画に基づいて24の指定行政機関、また60の指定公共機関が、それぞれに防災業務計画をつくっていくという形になってございます。

一方、地方につきましては、都道府県並びに市町村におきまして、それぞれの防災会議で地域防災計画を策定していただきますが、その場合の基本にもなるのが、この防災基本計画というものでございます。

8ページ目にまいりまして、「防災基本計画の構成」についてお示しをしてございます。大きく「自然災害」と「事故災害」という2つの構成がございまして、この「事故災害」の中に原子力災害対策が入っておるわけでございます。この計画の中身としましては、全体が災害予防、災害応急対策、それから災害復旧・復興という3つのパーツで構成をされておりまして、それぞれに国、地方公共団体、住民等の責務を明示しておるところでございます。

この防災基本計画につきましては、昭和38年に初めて策定いたしました後、平成9年に事故災害対策編を追加いたしましたので、この平成9年から計画の中に原子力災害対策編が入ってきたわけでございます。

また、昨年度につきましては、JCOの臨界事故の後、原子力災害対策特別措置法が制定されまして、その法律を受けてこの原子力災害対策編を全面的に修正を行ったというわけで、徐々に修正を行ってきているところでございます。

9ページ以降に、先般10月11日に開催されました防災基本計画専門調査会の議事概要について、参考としてお示しをしております。原子力災害に関わる部分につきましては、10ページ目、上から6つ目の○のところでございますが、「原子力艦船の原子力災害について、自治体でマニュアルをつくったが、放射能や医療等専門的な分野は、今回の防災基本計画の改定の中で、国で専門家をそろえ、十分議論してほしい」という意見と、また、

11ページの一番最後のところに、「原子力艦船の事故対策については、船が動くならば、遠くへ持っていくことが基本であるが、米軍の原子力艦の場合にそれが保障されるか検討を要する」といった、2つの大きな意見が出てございます。

私の説明は以上でございます。

○能澤座長 何かここまでで御質問があればと思いますが、簡単ですから次にいきましようか。

それでは続きまして、説明をお願いいたします。

○野田参事官 それでは、お手元に原子力艦の原子力災害と緊急被ばく医療という、2つの資料がございますので、これについて続けて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、「原子力艦の原子力災害について」という資料をお開きいただきたいと思っております。1ページをお開きいただきますと、まず1番目に原子力艦の日本寄港の根拠と申しますか、それに関連する文章をお示ししてございます。

1番目には、日米安全保障条約でございますが、第6条に米軍が日本において施設及び区域を使用することを許されるとあり、こういったことで、米軍の艦船が日本に入ってきておるわけでございます。

また「米国原子力潜水艦の本邦寄港について」という文章が、昭和39年に出されておりまして、米国の原子力艦船が我が国に寄港することは差し支えないという決定がこのときになされたわけでございます。これ以降、先ほどもコメントがありまして、我が国に1,004回原子力艦船が寄港しておるわけでございます。下には、港別の寄港回数も示してございます。

2ページにまいりまして、原子力艦の事故ということでございますが、過去1,000回以上寄港しておりますが、基本的に事故は一度も発生はしていないということでございます。ただ、過去に一度だけ、昭和43年5月に米国の原子力潜水艦ソード・フィッシュが佐世保に寄港したときに、異常な放射線測定値が観測されたということがございます。その事象について、当時科学技術庁の方で検討を行ったわけでございますが、科学的にその測定値がソード・フィッシュの寄港と関係するという確認には、そのときには至らなかったという状況でございます。

また、日米の共同プレスステートメントというものが、今年の4月にも出されておりますが、合衆国政府としてはこれまでの原子力推進プログラムの歴史を通じて、放射能漏れが生じた事例は一度もなかったということを言っておるような状況でございますが、ただ米国の新聞報道等を見ておりますと、1995年、96年、97年と、被ばくの事例があったというような報道は、新聞情報でございますけれども、見られております。

次に、そういった原子力艦の事故に対応して、3番目に安全対策としてどういう現状があるかということでございますけれども、2ページの真ん中にもございますが、原潜寄港に関する米国のエード・メモワール、また合衆国の声明がございまして、これについて、(注)のところにもございます、基本的なポジションといたしましては、米国としては放射能の危険をもたらした事故はなかったと、また放射能汚染は発生したことがないという考え方にのっとり原潜が入ってきておるわけですがけれども、原子力軍艦が寄港時に事前通報するとか、放射能調査をするということについては、米国側が保証しておるというような

状況でございます。

こういう米側の対応に対しまして、日本側としましては、3ページ目でございますが、現在こういった防災対策を取っておるということでございまして、1つ目には「緊急連絡体制」でございますが、これは、在京の米国大使館から外務省に通報されまして、外務省から文部科学省等の関係部局、それから関係自治体に連絡が入るということでございます。また、地元においても、地元の米軍部隊などから地方防衛施設局や関係自治体の方に通報がいくこととされております。万が一、文部科学省が異常値を検出した場合も、こういった緊急連絡網に基づいて、しかるべく連絡が行われるということでございます。

また、米側の対応としましては、事故が発生して航行不能となった場合には、原子力艦船をサルベージするということが米国の声明の中にうたわれておるところでございます。

3番目に、日本側政府の具体的な対応ということでございますけれども、初動措置としては文部科学省から専門家を現地に派遣して、放射能監視体制を強化する。また、放射能対策本部を活用しつつ、一定海域への立入制限、周辺住民の安全の確保といった対策をとる形になってございます。

また、米国政府に対しましては、事故規模について適切、必要な情報提供を求めていくということでございます。

更に、必要に応じて防災基本計画の原子力災害対策編に準じて、所要の対策を講じていくというのが現在の状況でございますが、この所要の対策というところが、詳細についてはまだ合意がなされていない状況でございます。

4ページ目には、先ほど申し上げましたエード・メモワール並びに合衆国政府の声明を参考資料として付けてございます。

5ページ目に、この原子力艦について、防災基本計画を修正するに至った経緯を示してございます。この原子力艦の問題は、米国の声明がありました昭和39年以降、さまざまところで国会も含めて議論をされてきたわけでございますし、地元からもいろいろな要望があったわけでございます。そういう中で、平成11年に茨城県の東海村で、ウラン加工施設の臨界事故が発生いたしまして、横須賀、佐世保、沖縄といったところで、非常に関心が高まりまして、原子力災害対策特別措置法の制定の過程の中で、その対象にしてほしいという涉外知事会からの要請があったわけですが、原災法制定の緊急性にかんがみて対象外としたという経緯がございます。

そういう状況の中で、防災基本計画の改定の過程では、是非ともこの原子力艦のことについて触れてほしいという涉外知事会からの要請が私どもの方に、また内閣官房の方にもございまして、検討に入ったわけでございます。最終的には、平成12年5月30日に中央防災会議において、原子力災害対策編を改定したときに、地方自治体が必要に応じて、この原子力艦の対策に係る防災計画をつくるための根拠というものだけを記述してございます。お手元に、防災基本計画の分厚い冊子がございますが、この中の282ページでございます。この真ん中に、空間を少しあけて、この2行を書くのに非常に苦労したわけでございますが、「なお、原子力艦の原子力災害に関しては、地域的な特殊性をかんがみて必要とされる場合、関係自治体の防災計画において、その対応に留意するものとする。」ということで、国の防災基本計画の中にこの原子力艦の問題を初めて入れることができたということ

でございます。

ところが、この2行を入れるに当たって、関係省庁の中で、やはり国の対応の在り方について十分検討すべきではないかということがございまして、それについてその後1年をかけて検討いたしまして、平成13年の3月29日に、一応関係省庁で申し合わせをいたしました。更に6月28日の中央防災会議において、この原子力艦船について防災基本計画の修正をするようにという決定がなされたというような経緯でございます。

6ページ目でございますが、私どもの方でこの2行を挿入させていただいたことによって、直ちに地方自治体の方は対応されておられます。私どもの計画策定の後、直ちに横須賀市の方では7月4日には原子力軍艦事故防災マニュアルが策定され、その後佐世保市、更に沖縄県、千葉県、神奈川県というところで、防災計画が改定されて、それぞれに原子力艦への対応を地域防災計画等に記述をするという、非常に早い対応がなされておるわけでございます。

次に6ページの下に、「原子力艦の原子力災害に関する関係省庁申し合わせ」というものをお示してございます。1ページめくっていただきますと、先ほど申し上げましたが、防災基本計画の中にはようやく地域防災計画をつくる根拠だけ示したわけでございますが、国の役割分担についてよく議論をすべきであるという申し合わせを当時いたしまして、それでここに役割分担を決めたわけでございます。

特に、一番下のところをごらんいただきますと「発生時の具体的な対応の在り方及び上記13省庁などの役割分担については、関係自治体による防災計画の策定にも十分配慮しつつ、速やかに引き続き検討を進めることとする」という一文が入っております。8ページ目をお開けいただきますと、一応今年の3月29日にこのような役割分担を決めたわけでございますが、その時点で更にこれを詰めて検討するようにという合意をしておるわけでございます。

この8ページにございます役割につきましましては、例えば内閣官房及び内閣府というのは、総合的な調整を行うということでございまして、警察庁・防衛庁以下、それぞれに具体的な対応分野について、一応この時点で申し合わせとして対応することが決まっておるということでございます。

9ページ目は、この申し合わせを行うために、防災基本計画修正時点で関係省庁で約束をした内容でございます。

10ページ目にまいります。以上のような観点から、原子力艦の原子力災害について、どういう形で今回修正をかけていくかというポイントだけをここにお示しをしております。これぐらい書けばなかなかいいところではないかと、書きたいという私ども事務方の希望も込めて書いてございます。現在の原子力災害編は3章立てでございますが、その最後に第4章として、原子力艦の原子力災害という章を設けまして、原子力災害が発生した場合には以下のような対応をとるものとする、という形にできればと思っております。

第1節には「情報の収集・連絡及び通信の確保」という事項。

第2節には「活動体制の確立」ということで、それぞれの機関の活動体制、広域的な応援体制、また中央省庁の体制というようなことを、ここで書けないかというふうに思っておるところでございます。

11ページでございますが、第3節には「屋内退避、避難収容等の防護活動」ということ。第4節として「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」。

第5節として「救助・救急、医療及び消火活動」。

第6節として「関係者等への的確な情報伝達活動」。

第7節として「迅速な復旧活動」。

ここまで書きますと、一応原子力艦の原子力災害についての、国、地方等々、各主体の対応体制が記述をできることになるのではないかとこのように考えておるところでございます。以上が、原子力艦の原子力災害についての資料でございますが、引き続き緊急被ばく医療の方につきまして御説明をさせていただきます。

緊急被ばく医療につきまして、1ページめくっていただきますと、「緊急被ばく医療について〔概要〕」というものがございます。これは、原子力安全委員会の方で、防災指針をこの6月に改定をされたということでございまして、この内容にそって計画修正を行っていきたいというふうに思っております。

内容については、原子力安全委員会の野口課長の方から御説明をお願いしたいと思います。

○原子力安全委員会事務局 まず最初に、原子力安全委員会の防災指針とこの防災基本計画との関係でございますけれども、防災基本計画の中には、このような記述がございまして、専門的、技術的事項については、原子力安全委員会が定める防災指針、これは正式には「原子力施設等の防災対策について」というものでございますが、この防災指針を十分に尊重するものとするというふうに書かれてございます。

その意味で、原子力安全委員会におきましては、この専門的、技術的事項について、防災指針を定めてきたという経緯がございまして。

先ほど御紹介がございましたように、この6月に緊急被ばく医療についての改定を行ったというものでございまして、この緊急被ばく医療につきましては、昨年の夏以来原子力安全委員会の中の専門部会がございまして、その中にワーキング・グループを設けて、このプロジェクトチームの委員でもいらっしゃいます前川先生を中心に、緊急被ばく医療についての検討を重ねてきたというものでございまして、その結果が最終的には防災指針にこの6月に反映をされたというものでございます。

簡単に中身を紹介させていただきますと、まず今回の緊急被ばく医療につきましては、JCO事故の経験を踏まえまして、より実効性のある体制をとということで検討を始めたものでございます。基本的な考えとしまして、いつでも、どこでも、だれでも、最善の医療を受けられるという、言わば命の視点に立ったものであるということ、それから日常的に機能しております一般の救急医療体制、それから災害医療体制との整合性を図っていくというものを基本的な考え方として取りまとめてございます。

以下「3. 概要」ということでございますが、ポイントだけ御紹介をしておきますと、まず緊急被ばく医療体制ということで、初期、二次、三次という区分けをしております。初期は外来診療、二次が入院診療、三次がより専門的な入院診療を行うという機能を持ったものでございまして、イメージとしては初期、二次が一つの県の単位、それから三次につきましては、もう少し広い地域ブロックの単位で、このような医療機関。三次につつま

しては、三次の医療機関と、それに協力し、線量評価などを行う、放射線防護の協力機関、これから成るといふものでございまして、このような初期、二次、三次の体制といふものを提言してございます。

従来からございます放射線医学総合研究所につきましては、三次被ばく医療の中心的な機関ということで位置づけをしております、さまざまな連携の下に、高度専門的な除染や診療、あるいは全国の地域の三次被ばく医療の機関群に対する支援などを行っていくといふものでございます。

②が「国、地方公共団体及び原子力事業者の責務」ということでございまして、国は地方公共団体、それから医療関係者の意見を十分に尊重しつつ、医療体制を構築していくといふこと。それから、地方公共団体が有効な防災対策を行えるよう支援をするといふことでございます。

○の2つ目が地方公共団体でございまして、被ばく医療関係者とも連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療を行えるような体制を整備していく必要があるといふものでございます。具体的には、資機材の整備とか維持管理、このようなことについて国や医療関係者、原子力事業者などと十分に連携を図っていく。それから、医療関係者、周辺住民等に対しまして、被ばく医療に関する知識の普及、啓発などを行う必要があるといふものでございます。

○の3つ目が原子力事業者でございまして、原子力事業者につきましては、通報連絡体制の整備や請負事業者との連携、応急処置や除染、あるいは医療機関への搬送などについての体制の整備といふことを述べてございます。

③が「医療情報とネットワーク」ということでございまして、JCO事故のときにも、放射線医学総合研究所を中心としますネットワークがうまく機能したわけでございまして、そういった経験から情報のネットワーク、人的なネットワークの整備が必要であるといふことでございます。

④が「搬送体制」でございまして、搬送が迅速かつ円滑に行われるといふために、複数の搬送経路の確保であるとか、通信連絡体制の整備、放射線管理要員の被ばく患者への随行などを述べてございまして、そのほか搬送機関、それから搬送される医療機関に必要な情報が的確に伝達されることが必要だといふことでございます。

⑤が「人材育成等」ということでございまして、人材の確保、育成、あるいは線量評価に関する技術の維持向上を行うことが必要である、といふことでございます。

以上、簡単でございますけれども、6月に改定いたしました防災指針の概要について説明させていただきました。

○野田参事官 3ページ目に入りますが、今、原子力安全委員会の方から御説明いただきました防災指針を、現行の防災基本計画の中にとけ込ませていきたい、修正をかけていきたいといふことでございまして、主なポイントとしましては、3ページにお示しをしたような内容でございます。

1つは「事業者の責務の追加」ということで、医療対応体制の整備や適切な情報の伝達、また専門家の派遣とか除染等の協力といふような事業者の責務。

2つ目には「地方公共団体の責務の追加」ということでございまして、これについても

医療体制のネットワークですとか、情報の集約管理、周辺住民及び報道機関への提供といったようなことがございます。

3 番目には、医療体制のネットワークの位置づけを明確にしていくということがございます。

4 番目は、文言の修正でございますけれども、以下のような用語に適切に修正をかけていくということを現在修正の案として考えておるところでございます。

4 ページは、医療のネットワークのポンチ絵でございます。

5 ページには、原子力発電所における主な放射線事故の例をお示ししてございます。

6 ページ目には、再処理施設の主な火災・爆発事故の例をお示ししてございます。

7 ページ目には、主な臨界事故の例ということでございまして、最後に JCO の事故がこここのところに入っておるといような状況でございます。

説明は、以上でございます。ありがとうございました。

○能澤座長 どうもありがとうございました。それでは、意見交換に移りますが、まず最初にありました、原子力艦の原子力災害から始めたいと思います。ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問とか御意見ございましたら、遠慮なく御発言をお願いしたいと思います。草間先生、どうぞ。

○草間委員 このプロジェクトチーム、2 回で、特に原子力艦については今までの防災基本計画では 2 行しかなかったものを、今回お示しいただいたものを追加したいということですね。これを 2 回のプロジェクトチームで仕上げるということ、まずそれに対して、そうすると大変難しいと思って、2 回でいいのかなと、まずそれが 1 つあります。

もう一つ、事務局から今、御説明いただいたのは、アメリカの原子力船を中心に、こういうことがありますというふうにお話しいただいたわけですが、原子力艦の場合公海で事故があつたりしますと、必ずしもアメリカのものだけとは限らないわけですね。だから、旧ソ連等も含めた原子力艦全体を考えるのかどうか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

あと、先ほど国が 2 行書いただけで、自治体がそれぞれマニュアル等をおつくりいただいたということですが、原子力艦の寄港する港というのは、先ほどお示しいただいた、横須賀、佐世保など、表に示していただいた分だけでよろしいのでしょうか。仮に公海で事故が起こったとしても、そこにしか入らないというふうに考えていいのでしょうか。

○野田参事官 今のところ、沖縄と佐世保、それから横須賀、その 3 港に限定をされているということでございます。

3 つ御質問をいただきましたので、私の方からお答えを申し上げますが、まず防災基本計画の修正については、3 月末に中央防災会議で決定をするということになると、こういうスケジュールかなという私どもの希望的スケジュールでございますので、議論の流れによってまたそのところは先生方と御相談をして対応していかないとけないというふうに思っております。初めて書く部分でもございますし、更地から議論をするべきところもあろうかと思っておりますので、そこはまた先生方、座長等の御意見を踏まえて対応したいと思います。

2 つ目に、対象範囲でございますが、防災基本計画というのは、日本の領土、災害対策

基本法があくまでも日本の領土の中でございますので、議論ができるのは領海というふうに理解をしております。特に、日米安全保障条約の中で、原子力艦船が寄港できる3つの港というものが、主な論点になろうとは思いますが、先ほどもお示しましたように、既に千葉県は領海内、横須賀に行く過程の中で事故が発生した場合に備えて、千葉県の地域防災計画を改定されているということでございますので、領海内でそういう事故が起こったときのことを想定はしないといけないというふうに考えております。

これは、最後の御質問とも関連してお答えをいたしました。

○能澤座長 それでは、矢川先生、どうぞ。

○矢川委員 この米軍の原子力艦となりますと、これはちょっと普通のJCO事故なんかとは随分性格が違って、何か対策を取ろうにも、衣の上から搔くようなもどかしさがあると思うんです。例えば、艦の構造なんか、これはとても言ってくれないですね。それから、事故がもし起こったら、それがどういう状況で起こったか、JCOの場合は勿論わかるわけです。そういう非常にソースの方がわからないところで、今お聞きしていて、何か本当に受け身の事しかできないのかなという、もどかしい感じでお聞きしていたんです。それで、米国側とのもう少しお話し合いというのが、事前にできるものはないんでしょうか。これは全く受け付けてくれないのかという、ちょっと素朴な質問なんです、何にもわからないで、そのままでしょうがないから受け身でやっているというふうに聞こえたんです。率直な質問で申し訳ないですか。

○野田参事官 これは、先ほどもお話ししましたように、この防災基本計画の中に2行を入れるのに、政府部内は2つに分かれて大激論をした経緯があるんです。というのは、あるサイドからしますと、災害対策基本法というのは、あくまでも日本の領土について議論すべきものであって、それに基づく計画の中に原子力艦船というのは、治外法権というか、日本の領土ではないわけです。違うところから発生してくる災害について、計画の中に書くべきではないという意見も当時あったわけです。ただ、そういうことに対して非常に地元からは不安があるので、実際にそれを対応するような実動省庁からは書くべきであるという議論があって、これは非常に激しい議論であったわけです。

結果的に、この計画の中には自治体が必要があればという、非常にふわっとした表現で収まっているわけですが、それでは具体的にこれを国のレベルまで落として役割分担をするときに、そもそも災害の発生源の中の情報がないではないかという大問題、まさにソースが不明であるわけです。基本は、どのような事態があっても対応できるように、応急対応の準備だけはできるような体制にしておきたいというのが、この計画を改定する趣旨でございまして、実際に米国からの情報が得られるかどうかについては、これはもう外交の世界、日米合同委員会といったところで議論していただく世界だということでございます。

したがって、普通の原子炉の災害ですと、EPZというエリアが決まって、10キロ圏だとか5キロ圏というような定義ができるわけですが、この原子力艦の場合には、もうマキシマムに取って対応していく体制を考えざるを得ない。

○矢川委員 そうしますと、最大限の対策を考えておかないといけないということですね。それで、現在アメリカが持っている艦の知る限りのデータを見て、それも最大限の崩落し

たものでやらなければならないということになると、これは大変なことですね。

○能澤座長 それは先生、これは座長としてというよりも、事故の専門家として私見てきましたが、例えばJCOのときでも一体何が起きているかわからないんです。JCOの連中自身もわからない。TMI事故も、よく調べてみますと、初めの半日ぐらい何が起きているか、だれもわからないんですよ。わかっているのは、放射性物質が出ているということだけなんです。または、放射線が出ていることしかわからない。事故のときに、それで対応を迫られるんです。そういう意味の対応の仕方というのは、原子力艦の場合も構造とか、どこでどういうトラブルが起こったということを知らなくても対応できなくてはしょうがないんだと、それはJCOもTMIの事故も同じだと私は思っているんです。

○矢川委員 だけど、あのときは県がいろいろ計算されましたね。

○能澤座長 あれは、臨界を止めるのに役に立ったんです。そのときに私が非常に残念だったのは、放医研に当日の4時前に患者が運び込まれたときに放射線測定をしたところ、担ぎ来られた人は非常に放射性物質は少なかったと、しかも希ガス起源である。何でこんなことになったのか、多分かぶっていれば、非常に汚れているはずなのに汚れてない。測定した放医研の連中は不審に思ったという事実が活かされなかったことです。

残念ながら放医研には臨界等に関する原子炉の専門家はおらず、物理の専門家は多いんです。今は、放射能に関する知識がしっかりした人がたくさんいます。それは臨界が続いていることを意味していたのです。それをわかる人に聞けば、これは溶液がこぼれてないから、希ガスしか出てないということは、これは臨界が続いている可能性があるのと、そうわかる情報なんです。ですけれども、その情報がどこかに行ってしまったんです。

そういう意味の解析が加えられないまま放医研でとどまっているということがありまして、事故が起きましたら、どこかそういういろんな解析ができる、想像を働かすことができるような人を集めたところへ、あらゆる情報を集中して、それで今、何が起きているかを推定せざるを得ない。最初から出せと言ったって、最初は事故現場の人々は逃げてしまってもうどうしようもないんです。それが事実、つまり過去の例ですので、原子力艦の場合も、こういっては受け身なんですけど、そういったことも考えざるを得ないんじゃないか。

勿論、向こうから通知させるべきです。ですけれども、向こうだって最初は何が起きているかわからないと思うんです。事故の初めというのはそういうもんなんです。ですから、そういうことをわきまえた対策を立てざるを得ないというふうに思います。

どうぞ、前川先生。

○前川委員 一般的な話で質問をさせていただきたいんですけれども、まず防災基本計画を修正すると言いますけれども、過去の防災基本計画は過ちだったということを認めていることになるんですか。

○野田参事官 正確に災害対策基本法の言葉を借りれば修正という形になっております。ただ、おっしゃるとおり、修正ということは前までが間違っていて修正したんだというふうにとらえると困るということもありまして、改定という言葉を使うときもあるんですが、正確な災害対策基本法上の言葉は修正になっております。

○前川委員 それから、この省庁で議論されて申し合わせた内容で、資料2の2ページ目、

これは当然各省庁が納得づくでここへ書かれたと思うんですが、本当にこれでよろしいんでしょうか。

例えば、警察庁が周辺住民の救助・救急活動とありますが、警察庁は救急車を持ってらっしゃらないですね、それで救急活動をやられるんですか。消防庁がおやりにならないで、周辺住民の救助・救急活動を警察庁が実際おやりになるのか。

また、防衛庁が消火活動とありますがけれども、防衛庁が基本的に消火活動をア・プリアリにやってらっしゃるとは思えない。当然、岸壁に係留してある限りは、消防庁が消火活動をし、海洋に出れば海上保安庁が消火をするというのが常識なわけですね。その辺をお聞きしたい。

もう一つは先ほど矢川委員がおっしゃったように、隔靴搔痒の感がありまして、この案を見ましても、これは何も原子力艦に特化した災害対応のポイントでも何でもなくて、どこを見てもこれは原子力艦の災害のための対策とは読めないんです。最初の原子力艦の原子力災害という言葉を抜けば、これは一般の原子力災害の対応と何ら変わるところがない、一番最後に損害賠償とかちょっと違うところがありますけれども、そういう意味で本当に何を議論するのが余りよく見えてこない。本当にそうであれば、原子力艦だということが見えるような災害対応でなかったら、やはり意味はないんじゃないかという気がいたします。

もう一つは、全然つまらぬことですが、これは省庁でもお間違えになっているということがありましたのが、ポイント（案）の第1節の1の（2）に「放射能、放射線の放出状況の把握」とありますが、放射能が放出するということは、ちょっと言わないんです。ですから、これは放射性物質とお変えになった方がよろしいかと思えます。

ということで、ちょっと幾つか申し上げさせていただきました。

○野田参事官 まず、8ページの申し合わせの各省庁の対応分野でございますが、これは先生のおっしゃるとおり、中の整合性というのは、残念ながら十分に取れておりません。と申しますのは、もう正直申し上げて事務方としては、ここまで関係省庁を引っ張ってくるのが精一杯で、まず2行書くのが本当に大変な状態から、要するに、これはそれぞれの省庁がどこの分野をやってくれるのですかと言って、それぞれの省庁から出していただいたものを記述をしているだけでございます。

したがいまして、この間をまた調整するということをやりますと、とてもこの時点で申し合わせにたどり着くことができなかったというところで、7ページの下にございますように、速やかに引き続き検討を進めるという意味は、この対応分野の中身をもっと整合性のあるものにして、それを計画に持っていきたいということでございますので、その辺は恐縮ですが御容赦を賜りたいと思えます。

それから、計画の修正のポイントにつきましても、原子力艦の姿が見えてこないということでございますが、そこのところも私どもは現在あります原子力災害対策編の、基本的な事項に合わせて書いておりまして、ところどころに外国政府との連絡調整というような事項が入ったりしておりますけれども、その辺を先生方に御議論をいただいて、本当に必要なもの、また必要でないものについてお教えいただければ大変ありがたいと思っております。

それから、放射性物質はもう先生のおっしゃるとおりです。

○能澤座長 草間先生どうぞ。

○草間委員 どこまで細かく書くかというのは、やはり最初ある程度フレームをつくらないと、今、先生方の御意見を伺ってもそのとおりだろうと思うんです。それで、通常の陸上にある原子力災害と、特に原子力艦の場合はほとんどアメリカ、旧ソ連もあるのかもしれないですけども、そういった外国のものだとすると、全くソースタームがわからないものを考えるとすると、陸上にあるものとどこが違うかということ、やはり防災対策のときに原子力災害ですと、まさに防災基本計画にのっとって予防から3つの段階で考えられるわけですけども、原子力艦の場合は起こった後の事象からですね、要するに、予防というところは全く入らない。起こった時点からのもの、そこがやはり陸上の、今までの防災対策の基本的なものと違うと思うんです。だから、そういったソースタームのわからないもの、しかもどれだけプロテクトされているのかというのが、全くわからないものについて、ほかの原子力災害と同じレベルで書こうとすると、そもそも問題があるんだろうと思うんです。

かつて2行入れるだけでも大変、あるいは各省庁が何をしてくれるかという、ここまで持ってくるだけに、これだけ大変だったということを見ると、余り細かく書いてしまうと、また禍根を残すような感じがするんです。だから、この2行をどう修正するかと言ったときに、どの程度詳細に、今日御提案いただいたような形で、ここまで詳細に書く必要があるかどうかというのを、ちょっと最初に御議論いただいた方がいいんじゃないかと思います。

なかなかこれだけのことを書こうとすると、それこそ原子炉そのものがどれだけの多重の防御がされているかどうかというのが、全くわからないまま私たち考えなければいけないということがあるわけですね。そうすると、今日お示しいただいた修正案のとおりにつくっていくということは、かなり難しそうな感じがするんです。

それと、余り詳しくしてしまうことによってかえって、防災基本計画というのは、なかなか修正がかけられないですね。だから、そういう意味ではもうちょっと大きなフレームのところの方がいいような気がするんです。

○前川委員 私は、そんなに詳しいことはないと思うんです。ですから、詳しく書いてはいけないとか、簡単にするとか、そういう議論ではなくて、共通項は恐らくほかの災害対応でくくれると思うんですけども、ただ原子力艦の原子力災害ということに特化した部分だけを議論すればよろしいんで、後の避難とかそういうのはもう準ずればいいわけですけども、ですから他の陸上での原子力災害と何が違うかということを議論して、それに特化している部分だけを盛り込めば、あとは原災法で。

○能澤座長 基本的に、これが難しいと思いますのは、やはり動ければ沖に持っていきのが一番いいわけですね。そうすると、その間に沖へ行くときに、その話を聞いてから地図をいろいろながめると、やはり東京湾から外へ出るというのは、今までだったら遠いところが近くを通るわけですね。そういう住民に呼応しないといけない、自宅待機してもらわなければならないのかどうかという問題が出てくるんです。そういう意味で、原子力発電所と同じではないという、それでも短期間でずっと行ってしまえば、外へ出した方がいいこと

はもうはっきりしているわけですね。原子力発電設備を積んだ潜水艦なり艦船は、遠くに行ってもらった方がいいのはたしかですから、そういうことがありまして、非常に難しいなという気はしているんです。

もう一つは、それにしても矢川先生が最初に御指摘されたように、向こうからの情報が入ってないときに、少なくとも何時何分にどこを通過して、どこへ移すんだという情報は、絶対もらわないといけません。そうしないと、こちらが対策に当たれませんから。現実的に考えますと、そういったときに、例えば今の固定の原子力発電所ですと、SPEEDIというので、気象状態に応じて放射性物質が拡散していくのをちゃんと計算するシステムがあります。それが、船の場合は動くとするれば、動く場合で時々刻々動いていって、そのときにどういう被ばく線量になるかという計算をしておかないといけません。でも、それはそんなに難しくない変更ではあります。整備しないといけないということはあると思います。

○草間委員 ただ、SPEEDIは、どちらかと言うと大気拡散の汚染の広がりとしては、大気中の汚染ですね、それに対して原子力艦船というのと、やはりどちらかと言うと水系の汚染ですね。そういう意味では、ソースタームが特定できなくて、難しいですね。

○矢川委員 それはうまく計算の整備をすればいいと思うんです。それこそ、能澤先生の研究所あたりでいろいろやれば。

○能澤座長 それはできると思いますよ。

○矢川委員 草間先生の最初の御質問にもあったんですが、この防災計画で公海の外の話はカバーされないというお話しをされたんですが、そうすると、ちょっと後学のために教えていただきたいですが、公海の外の場合は、ほかに何かこういう代わるものがあるんですか。例えばロシアの潜水艦とか、それからこの間日本海でも油がいっぱい出たりしましたが、そういう事故をよく起こしますね。その場合、やはり日本に影響がありますね。それは、どういう法律みたいなものでやっているんでしょうか。

○野田参事官 それは明確な法律はないと聞いておりますが、ただ一般的には国際法、慣習法の中で、それぞれに対応しているというふうに聞いております。

○矢川委員 そうですか。そういうのも、本当には防災の一つだと思えますけれどもね。

○北里審議官 今の話は、公海は非常に広いので、これで相当のカバーが十分できると思うんです。外から来たものというのは、確かに対応は必要なんです。公海の外で起きている話だったら、何とかなる部分があります。

ただ、中でのものは、油に関しては、相当いろいろ対策を取りまして、連携も取れていますので、この前のナホトカのような事故が起きても、十分に対応できるだろうと、私どもとしては今、思っております。

それから、防災基本計画の考え方について、やはり今のテロ対策ではないですけども、非常に実践的なことが要求されつつあるわけです。したがって、単に2行を5行にすればいいかというのと、そうはいかないので、やはりある程度、前川先生がおっしゃったように、原子力艦船災害というものに対して、どういうことが必要かということについての御議論を是非いただいて、それに必要なことは触れてみるということです。

ただ、今度は例えば米軍との関係とか、そういうのは交渉を要する部分も出てまいりま

すので、そこは外務省とも議論しながら、どこまでできるのかという問題は出てくるのですが、しかし座長がおっしゃったように、本当に最低限必要な情報として、ここまでは出してもらわないと話にならないということがあれば、それは今後の話として要請していかざるを得ないでしょうし、要請するプロセスでここでどこまで書けるかなどということは着手できると思いますので、是非災害対策に応じた、これぐらいのことは要るでしょうという議論を前提にした仕組みで書きたいと思います。

もう一つ、前川委員から、避難のことやら、当たり前のこともいろいろ書いてあるねというお話がありましたが、災害対策基本法は昔はもう共通項をざっと書いて、あとちょっとそれぞれに対応することを書いていたんですが、それを平成7年に改正をいたしまして、災害ごとに一応きれいに書いておこうということになったので、いろんな一般的なことまで入ってきているというわけで、ちょっと見た目にはあまり関係ないというものも勿論あるとは思いますが、例えば避難などということも必要になってまいりますので、どうしても書かざるを得ないといえますか、こういう形をとっております。

したがって、核になる議論をベースにご教授いただければ我々なりに、あるいは各省とも相談しながら、全体の姿を整理した原案をお示しさせていただいて、それを議論していただいたらというふうに思います。

○能澤座長 そういう意味で、草間先生が御指摘されたので、ちょっと11ページをごらんください。第5節の3に消火活動というのがありますが、これはどこの火災を対象にして書いてあるのでしょうか。速やかに消火活動をと。船の火災でしょうか。

○野田参事官 船の火災です。

○能澤座長 これはたまたま火災が起こるということですね。原子力艦の火災ですか。

○野田参事官 それに関連をする火災が起こった場合ということですね。

○北里審議官 これは、今ある原子力災害対策の、柱がずっとありますけれども、それを要約して並べただけで出しているものですから、原子力艦の場合には要らないというのであれば、これは消える項目だというように御指摘いただければと思います。

○草間委員 もう一点確認させていただきたいんですけども、原子力艦に関しては、仮に原子炉を積んだ原子力艦そのものも中で働いている方たちは、アメリカの方たちなわけですね。そうすると、これは防災対象にはなる、ならない。

○野田参事官 これは、一義的には対象にはなりません。ただし、それが米軍から協力要請があった場合には、人道上対応するという趣旨であります。

○草間委員 そうすると、防災基本計画の中では特に問題にしない、要するに、そこから起こった放射性物質による汚染に関連した防災というふうに考えればいいわけですね。

○野田参事官 はい。ただ実際書く段になって、日本の計画を読んだら、米国の原子力潜水艦で人が死んでいる、あるいは助けを求めているのに、日本は全く助けを出さなかったというふうに読まれてしまうと困るので、そのところは要請があれば対応するということがわかるような文言を何か入れておかないといけないと思っております。

○前川委員 さっきのお話しを繰り返すようですけども、確かにこの項目立てだけはこっちから聞いてあるということだったんですが、例えば今ここに横須賀のマニュアルがあるんですけども、これを読みましても、これはどこを読んでもあまり原子力艦に特化し

たものではないんです。普通の原子力防災なんです。名前だけは確かについていますけれども、だから非常に難しい、つまり相手がわからぬわけです。相手がさっぱりわからぬのに、一生懸命対応策を考えていくので、そうならざるを得ないのかなという気がします。

実際、例えば消火活動をまさかやることはないでしょうけれども、万が一にもそれこそ、それが例えば空母の場合、潜水艦で日本の消防が入っていくことはないでしょうけれども、空母の場合はひょっとしたらあるかもしれない。原子炉に関連しなくてもですね。そういうときに、構造がわからないと基本的には消火活動はできないんですね。となると非常に難しいので、今、消火のことを例に挙げましたが、相手の構造も、それから事故の規模も形態も全くわからないところで議論しなければいけないので、こうならざるを得ないかなという気がするんですが、それならば一層のこと、むしろ災害というのは基本的には社会に対する影響の大きさを判断するものですから、例えば原子力艦船で何か異常があった場合に、その災害規模と言いますか、そのスケールに合わせて対応策を考えたらどうかかなという気がするんです。そうして一つひとつつぶしていくと、INESを使わなくてもいいですけども、何かそういうレベルで考えていかないと、ちょっととつつきができないんじゃないかという感じがするんですが。

○能澤座長 私、8ページを見ていて気がついたんですが、8ページと10ページ、11ページに関してですが、8ページで見ますと放射線モニタリングの実施がありますが、被ばく線量の推定という仕事がこの場合必要なんですね。この業務がどこかでされなければいけない。

もう一つは、横須賀市なり佐世保市なりの、防災要員の知識の養成とか教育訓練というのがどうしても必要なので、今まで原子力発電所の所在地の府県、市町村に関しては、交付金を出して恐らく教育訓練が行われていると思いますが、その2件がこの8ページ、9ページ、10ページにないんじゃないかというので、その項目を入れていただければと思います。

○前川委員 特にモニタリングのことを先生は言及されましたけれども、原子力艦の調査指針大綱というのはあるんですね。これは、基本的に災害とは関係なく平時のモニタリングですね。

○能澤座長 そうです。

○前川委員 それは、例えば災害時には運用できるものなんですか。

○文部科学省 文部科学省の方で、これは原子力艦が入出港するときに、異常がないか、要するに、平常値のチェックという意味で、海上保安庁とか、あるいは水産庁、それから地元自治体の御協力を得てモニタリングをやっておりますが、ただ災害時の体制を定めたものではありません。あくまでも、平常時の入出港のチェックのものです。

○前川委員 それは水を取ってやるんですか。

○文部科学省 はい、水ですとか空間線量ですとか。

○能澤座長 ほんの微量なんです。だから、緊急時になると実は大量で、その手法をやるとスケールアウトしてしまうんで、そこはちょっと考えないと。全部スケールアウトというか、カウンターなんかですと死んだ状態になりますから。

○前川委員 そうすると、それは実際には異常なこととはわかって、平常時以外の

モニタリングとしては、余り役立たないのでしょうか。

○**文部科学省** 大綱の中には、一応平常値の例えば3倍から50倍、平常値から50倍以上になったらどういう測定をするかというのが書いてあるんですが、それより更に上になってくると、まだ決まってない状況でございます。

○**能澤座長** 今言われたことは大変重要なことで、以前原子力発電所の場合も原子炉格納容器の中は平常だと低いので、低いところしか測定域がなかったわけです。TMIの事故が起こった後、10の8乗までレンジを広げて測定できるようにしてもらいました。ですから、そういった配慮は必要だと思います。5倍、10倍ではありませんので、10の6乗から8乗ぐらいまでレンジを広げて計れるようにするという必要なんです。格納容器の中は、特にそこに放射性物質をとじ込めますので、非常に上がるんです。この場合のように一般空間ではそんなにレンジは広い必要があるかどうかは検討すべきです。

○**草間委員** やはりこの辺、特に原子力潜水艦、原子力艦は平常時でも入るわけですし、まさに今どこから防災基本計画を適応させるか、まさにE P Zに相当するものですね。その辺をどう決めるかということ、やはりその辺もきっちりしておかないと、大変混乱に遭ってしまう可能性もあるわけですね。そのときに、全くソースタームがわからないまま、例えば矢川先生、全部出てしまうと考えるんですか。

○**矢川委員** それは、私が先ほどそうせざるを得ませんねと申し上げたら、能澤座長がちょっと反論されましたので。

○**草間委員** だから、要するに、多分大気汚染というよりも、多くの場合水の汚染、海水の汚染からだろうと思うんです。そのときに、原子力施設のE P Zに相当するような、これになったら初期活動を始めなさいというような、ある基準も定めなければいけないということになるわけですね。だから、どこから防災基本計画の対象にするかどうかというのは、もう案がおありなんではないでしょうか。平常時の、例えば海水の汚染をチェックした結果、放射能がどのぐらいになったらあれにしましょうというような形のは、少なくとも原子炉には、防災対策指針でも示されているようなE P Zに相当するものは。

○**文部科学省** 防災対策では、原子力対策特別措置法の方でそういう目安が定められています。

○**能澤座長** 草間先生、緊急時でやはり一番問題になるのはヨウ素ですね。ヨウ素というのはTMIのとき出なかった、それは出なかった理由というのは水の中でとどまったということなんですね。

あと希ガスは、勿論大量に出れば放射線量はありますけれども、希ガスは体につきませんから、要するに、化合しないから希ガスというわけで、ですからこれは通り過ぎれば別にいいわけで、そうしますと海水が汚れた場合というのは、勿論対策は必要でしょうけれども、緊急的に避難するという話ではないと思うんです。それから、更に2次的に出てくるものをどうするかという、これはちょっと私はそういうケースで仕事をしたことはありませんが、その範囲を入らないようにすれば、それから出てくる放射性物質というのが、すぐに呼吸を通して体に入ってくるというのは、そういう危険性は余りないのではないかと、勿論何か対策は必要でしょうけれども、ちょっとそこは今のところ、いわゆる緊急にやらなければいけない対策とは別に考えざるを得ないのではないかと思います。この中に

含めることは必要でしょうけれども、ちょっと違うような気がします。どうぞ。

○前川委員 どなたか知ってらっしゃる方がいらっしゃったら教えていただきたいんですけども、横須賀の方が教えていただければ非常にありがたいんですが、原潜というのは大体1年間のうち何日ぐらい陸に着いているんですか。つまり係留したり、あるいは寄港しているんでしょうか。

○横須賀市 一般的には200 日前後です。

○前川委員 そうすると、3分の2は陸に上がっているということですね。そうですか、そうするとやはり、つまり本当にもしもずっと出っぱなしであれば、寄港しているときに起こるよりも海上で起こるということを想定した方がいいわけですね。例えば、陸に上がっているのが年に10日しかなければ、もう355 日は海洋にいるわけですから、海洋で事故が起こって寄港していくという想定が一番妥当なんですけれども、200 日もいるようだったら、それは無理ですね。

○横須賀市 陸に上がってるわけではなくて、要するに、停泊しているわけですね。

○前川委員 1隻を取ってみるとですか。

○横須賀市 いや、全体です。

○前川委員 私が言っているのは、ある1隻を取ってみたら、365 日のうちどれぐらい海洋に出ているのかということです。1年365 日のうち200 日も係留していたら、これは仕事になりませんね。つまり、チャンス、危険、リスクというのは、どこにあるかということをお前は言っているわけで、横須賀は常にリスクはあるんですけれども、その艦船にとってみたら海洋にあるのか、寄港しているときにあるのかと考えると、むしろ海洋の方が圧倒的に多いわけですね。そうすると、横須賀にいるときに何かが起こるよりも、どこかで起こって、そのために横須賀に帰ってくるということを想定するのが非常に蓋然性が高いわけですね。そうすると、道中ずっと汚染して歩くということですね。

○草間委員 やはりそうなったときに、本当に横須賀と沖縄と佐世保だけなんですとかということになるんですね。だから、航海中事故が起こって、例えば北海道の方でといったときは、ひょっとしたら一番近いところに寄港することだってあり得るんじゃないでしょうかということですね。

○能澤座長 しかし、そういう場合に、住民の避難とか国内退避措置を必要とするようなことはないと思うんです。

○草間委員 ないと思います。多分そういったのは、近づけないですかね。

○能澤座長 もう一つは、私が原研の理事をやっていたときに、日本の近海というのはもう漁業権だらけでして、「むつ」でも港へ入るのにはそろそろと約束したところをタグボートで引いて、外へ出ざるを得ないんです。横須賀も佐世保も、恐らくそういうので、向こうのものもタグボートで引いて、ある特定のところしか通れないようになっていると思うんです。その辺のことは知らせていただいた方が、後の何か放射性物質を放出しながら動くと仮定した場合に、どのルートを通るかというのは、勿論暗礁も警戒しないといけませんから、ある程度のルートの特定はできると思います。

それから、スピードは早くはならないですね。タグボートで引くとすれば、3ノットから4ノットですね。どうぞ。

○野田参事官 ちょっと私最初にも申し上げたんでございますが、今の防災基本計画の原子力災害対策編の場合には、日本の中の原子炉であり、再処理施設でございますので、情報が非常に精緻に得られて、前提が非常に仕組まれた形で、それに対して精緻に対応していくようなことができると思うんです。ただ、その場合にも防災基本計画の中に書かれているのは、あくまでもそういう詳しいデータではなくて、仕組みだけを書いておまして、具体的な、科学的なデータについては防災指針等で科学的に決めていただいているという世界でございます。

今回の原子力艦の場合には、そういった非常に精緻なデータの部分が全く得られないものですから、レベル分けをするというようなことも、また範囲についてなかなかできにくいのですが、そういう中で、自治体の不安だけは非常に高まっていて、現行の防災基本計画で書いてあることは、あなたたちが計画をつくるのだったら勝手につくっていいよと言っているだけなんです。全く国としては対応を取っていない。だから、自治体の方々からすると、この計画の中に、例えば避難ということであれば、消防庁に頼めば助けてもらえるということが書かれているとか、万一、原子力艦船から放射能が出たときに、モニタリングという話になるとどこかにお願いすればモニタリングをしてもらえそうだという、掘って立つべきことを計画の中に書いてもらえば、自治体からすると非常にありがたいということだと思うんです。

ですから、今ここに書かれている原子力災害対策編の中身と、原子力艦の場合とは、少し私の目から見ると意味合いが違って、国としてどういうことを対応できるのか、役所はどこなのかということを計画の中に書かせていただければ、非常にありがたいと思います。

○能澤座長 その中で、例えば政令、省令の方に入っていますけれども、5マイクロシーベルト/時という値と、500 マイクロシーベルト/時の緊急事態というのと、この値に相当する値というのを、何かある範囲で決める方がいいのか、決めなくていいのか、私は何かそういうことを考えておく必要があるのではないかと、対応するものとして、数値的にはその2つが非常に大事な数字なんです。そのほかに、勿論今のあれではECCSが働いているけれども、冷却材喪失事故だけれどもECCSは働いていますというのが特定事象でしゅうし、冷却材喪失事故だけれどもECCSは働いていませんというのは、もう緊急事態になっていますね。そういうことについては、そういう事象別のものは勿論向こうからは何も知らせてこないわけでしょうから、これはもう書けないですけども、線量はどこかの値で非常に線量が高まったと、それは要注意だと、または緊急事態になった場合というようなことは、何かそれに相当するものは考えざるを得ないのではないかとこのように思います、どうぞ。

○前川委員 そうすると、能澤先生の延長線で質問ないしは教えていただきたいんですが、平常時の放射能モニタリングというのがありますね。それは、海水をモニターされていると思うんですけども、例えば先ほどソード・フィッシュのときに上がったという値は、どれぐらいの値だったのか、あるいは今だったらどれぐらいなのでしょう。昭和43年からわからないでしょうけれども、それはいいです。今、例えば、もうバックグラウンド以上のものは絶対出ないのか、それともちょっとは出るのか、それがわかったらちょっと教えていただきたいんですけども。

○**文部科学省** 現在、港には空間放射線のモニタリングポストと、それから船に積んでいるポストがございます。出る場合がございますけれども、それは現在出ているのは、ほとんど空間系で降雨のときに出る場合があります。それは数倍です。雨のレーンウォッシュとかで、大気中のラドンが水に落ちて、そういう場合でやはり基準値の数倍、3倍以上になる場合がございます。

あとレーダーだとか、非破壊検査を船でやるという場合に出てくる場合があるということがあります。

○**前川委員** それはドックなんかでやられている検査ですね。

○**文部科学省** はい。

○**前川委員** それは、値としてはどれぐらいなんですか、例えば空間線量率というのは、どんな数値なんですか。

○**文部科学省** 現在、バックグラウンドの3倍から4倍出る場合がございます。

○**前川委員** 海水の場合は。

○**文部科学省** 海水の場合も、やはり出る場合がございます。ただ、雨の場合も、その状況によって高く出たり、余り出なかったりということで、細かい原因とかはまだわかっておりません。

○**矢川委員** 先ほど野田参事官がおっしゃっていたことで、ちょっと思ったんですが、この原子力艦は、どうも地震に似ているなと思ったんです。これはソースがわかりませんし、しかし対策を取っておかなければいけないということなんですね。それで、そういう意味でこれは大変だという感じがですね。普通の地上の原子力をつくる上で。

もう一つは、世界中にアメリカは原子力艦船を配備しているわけですね。その中でも、これは1,000回と言わず、それは恐らく何千回から何万回かになっているわけですね。それで、これまで1回もなかったんですか。

○**前川委員** そんなのわかりませんよ先生、絶対秘密ですよ。

○**草間委員** これは、気をつけて使わなければいけないと思うんですけども、野田さんが一番最初に説明されたときに、実際にはアメリカの公式のデータにはないけれども、マスコミ等で被ばく事例がありましたと言いましたね、これは被ばく事例ではないと思うんです。要するに、海水中の放射性物質の濃度が高かった、いわゆる汚染ですね。汚染と被ばくとは違いますので、汚染があっても必ず被ばくがあるわけではないです。ですから、その辺がやはり原潜の難しいところだろうと思うんです。

例えば、今、SPEED Iをちょっと変えれば良いというお話だったんですけども、必ずしもそうではないと思うんです。被ばくまで結びつけるとしたら、水の中の拡散がどうかとか、海水の流れがどうかとか、そういったものすごく難しいモデルを考えなければいけないから、だから被ばくまで結びつけるというのは、かなりそれぞれの、それでさっきも港が3つでいいのかどうかというのも関係してきますけれども、そういった湾なのか、流れがあるのかとか、いろいろ関係しますから、だから被ばく事故というよりも、どちらかという汚染がチェックされたことが、マスコミ等で数回あるということで、日本で1回横須賀に入ったときに問題になりましたけれども、あれも要するに海水の汚染が、ああいったバックグラウンドでたしか3倍だったんだろうと思うんです。3倍を超えたという

ことで騒ぎになって、要するに、汚染があったということと被ばくとは全く違うんだということを認識しておかないと、一般の方たちは汚染があったイコール被ばくになってしまうので、汚染があっても別にその海水を飲むわけではないし、被ばくには結びつかないわけですね。その辺はやはり注意しないといけないと思います。

○能澤座長 なかなか難しい問題で、いろいろとあると思いますが、時間も限られておりますので。どうぞ。

○野田参事官 私どものスケルトンが非常に網羅的であるということもありますし、幾つか御指摘いただいて、やはり原子力艦というところにある程度限定したようなスケルトンの書き方というものもあると思いますので、そのところは私どもで検討をさせていただきたいと思います。

ただ、先ほどもちょっと申し上げましたように、今、自治体の立場からすると、お願いにいく先がもうわからないという状況でございまして、それぞれのここにありますような、網羅的ではあるんですが、こういう項目についてはどこの省が担当しているかということについては、何とか記述できないかと、そういうようなスケルトンにできないかと思っておりますので、またそこは個別に御相談をさせていただきたいと思います。

○能澤座長 何かほかに御意見あれば、事務局へひとつ。

○草間委員 私も今のような案だったら、賛成です。賛成というか、大体このまとめはわかります。

○前川委員 そういう意味では、この申し合わせの内容が、余りに現実に即さないと思いますので、本当にそういう受け皿を、国としての受け皿を明確にしたいという意味であれば、これはちょっと各省庁の機能を明確にされた方がいいと思います。

○能澤座長 だから、主務官庁を決めるとか、法律的には防災の方では決まっていますのでね。

申し訳ありませんが、次の議題で、緊急被ばく医療の方に移りたいと思いますので、それについて何か御質問なり御意見なりを出していただければありがたいと思います。

○草間委員 これは、御説明いただいたように、前川先生の委員会で十分検討されておられると思いますので、できましたら現在の防災基本計画と新旧対照表みたいな形でお示しいただいた方が、わかりやすいかなと思われましたので、そういう形でお示し願います。

○野田参事官 はい、現在の計画をどういう形で修正をするかということですね。

○草間委員 その方が、ちょっと字句の訂正も含めまして、内容そのものについてはもう十分御検討いただいているからいいかと思うんですけども、ちょっと一度確認を、私たちは責任を持つという意味で、新旧対照表でお示しいただければ、わかりやすいと思いますので、お願いいたします。

○野田参事官 今日、お示ししております修正のポイントは、防災指針の変更に伴いまして、こういうポイントで追加修正を加えさせていただいていかどうかということをお図りしておるということで、次回には具体的に計画の中の、どこをどういう形で修正をするのかということをお示しさせていただきたいと思います。

○前川委員 案の中で2つほど、余り基本的なことで大変申し訳ないんですけども、事業者の責務の追加のところですね。医療機関、搬送機関の適切な情報の中で、被ばくの状

況とありますけれども、「被ばく・汚染」というふうにしておいた方がいいと思います。

それから、3の体制、位置づけの明確化という中で、一番下のポツに地域の被ばく医療体制の構築、地域の被ばく医療という言葉はいいと思いますけれども、地域の被ばく医療体制となると、ちょっと機関というんであれば何となくわかるんですけども、特に三次の場合はブロックのとか、あるいは全国的なという意味での広がりを持った表現にしていた方がいいかと思うんです。提言の中ではブロックという言葉を使ったんですが。

○能澤座長 幾つかものを合わせたような、地域ブロックということですね。

○前川委員 また、防災指針の中でも、まだ十分に議論されてない懸案事項というのがありますし、例えばヨウ素剤の投与の環境整備とか、つまりまだ十分に担保されてないという議論がありますし、実効性が伴ってないという議論がありますので、今、議論しておりますし、とりわけこの三次被ばく医療の在り方については、現在これから議論をしようかというところなんですけど、これはどういうふうに盛り込んでいただけるのかというのが非常に見えないところなので、それしか何とも言いようがないんですか。

これがもしも、この防災基本計画に盛り込まれると、原動力、起爆力になると思うんですが、どういう在り方がいいのかというのは、ちょっとまだ見えないところがあります。

もう一つ、指定公共機関というのがございますね。これが今、60機関ですね。これはどういう機関があるのですか。

○野田参事官 指定公共機関は、例えば現JR、それから日本電信電話、NTTドコモ、あとは水資源公団やガス会社、電力会社、NHK、赤十字、あと公団関係などです。

○前川委員 それは、つまり社会生活を維持するのに、あるいは災害対応に必要な公共性のある私的、あるいは公的機関を問わず、そういう性格のあるものを言っているわけですね。ところが、不思議なことに医療は入ってないんです。つまり人命尊重というのが全く欠落しているんですね。

○野田参事官 唯一放射線医学総合研究所は入っております。

○前川委員 そこだけですべて仕切れるのかというのが常にありまして、今後ちょっと検討していただければと思います。

ちょっと雑談的発言になりますけれども、例えば先ほどお見せいただきました中央防災会議の専門調査会のメンバーを見ましても、さっき数えたんですけども、工学系の方は8人いるんです。医師は今井さんですか、この人は登山家ですよ。つまり医療関係者ゼロなんです。その視点が、どうも私はおかしいと思っていたんですが、今日の議論とは全く別なんですけど、何か機会がありましたら是非御検討していただければありがたいと思います。

それで、さっき言った話ですけども、指定公共機関に、例えばここの中で被ばく医療の専門機関で放医研が入っていますが、もしも三次被ばく医療機関というものが明確になって、どこかが特定されるようであれば、やはりそこに入れていただければと思います。

○能澤座長 放医研も名前から言うと、研究所なんですね、医療機関というよりは。

○前川委員 その意味で、今、能澤座長がいみじくもおっしゃったんですが、この概要の中でもありますけれども、放医研が三次被ばく医療の中心的機関として位置づけられてい

る、これはもう全くそのとおりでありますし、放医研が持っている能力というのは、確かに非常に専門的で高度なものがありますが、実際に患者さんが発生して、それに対応するときに、放医研独自で診療を完遂するという事は、実際的には非常に困難なんです。なおかつ、全国の地域被ばく医療の機関に対して、必要な支援及び助言を与えるとなると、キャパとして本当にできるのかなという気がしないでもないんです。ですから、それはできればネットワークとして、お互いに支援をしあう、技術的、人的なネットワークを通して放医研の能力を発揮するという形で盛り込んでいただいた方がよろしいのではないかと思います。

○能澤座長 前川先生がいみじくも言われたように、前の被ばく患者を受けられたときは、ネットワークを通してですね。前川先生が座長をしておられたからというのものもあるんでしょうけれども、あのネットワークというのは別に公的なものではなかったわけですね。お医者さん同士の、原子力安全委員をしておられた青木先生とか、前川先生とか、ずっと有志の方が集まって。

○前川委員 放医研の内部的な組織なんです。

○能澤座長 内部的な組織ということですか。それで、おやりになったというふうに、私は理解しておりますので、もう少し公式なものになってもいいわけですね。

ほかに何か。特に、ございませんようでしたら。あと事務局の方から何かございますか。

○野田参事官 それでは、本日御議論をいただきまして、またスケルトンの方に御意見をいただいた件をまとめまして、また先生方の御意見をお聞きしまして、今後の方針を決めてまいりたいと思います。

私どもの方からお出ししたスケジュールでは、できるだけ文章化を始めたいとは思いますが、原子力艦の方につきましては、もう少しスケルトンをどういう形にするかということも含めて検討させていただいて、先生方にまた御相談をして進めてまいりたいというふうに思います。

○能澤座長 そうですね。それでは、まずメンバーから今日言い足りなかったことを、事務局の方におっしゃっていただいて、できれば次までに修正案文を先に送っていただいて、十分検討した上で集まるという形でやれば効率的だと思いますので、事務局の方で御尽力いただければというふうに思います。

それでは、これを持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。どうも御協力ありがとうございました。